

日本都市社会学会ニュース

NO. 122 (2022. 7. 29)

事務局：〒825-8585 福岡県田川市伊田 4395

福岡県立大学人間社会学部公共社会学科 堤圭史郎研究室

e-mail: usocio @ urbansocio.sakura.ne.jp TEL: 0947-42-1718

(振替口座: 00140-4-703976) URL: <http://urbansocio.sakura.ne.jp/>

日本都市社会学会 第40回大会 特集

大会次第

期 間： 2022年9月13日（火）、9月14日（水）

会 場： 実践女子大学・渋谷キャンパス 〒150-8538 東京都渋谷区東 1-1-49

9月2日（金）

10:00~12:00	理事会	オンライン会議
-------------	-----	---------

大会1日目 9月13日（火）

9:00	受付開始	(1階エントランスホール)
9:30~11:40	自由報告部会Ⅰ	(403講義室)
11:40~13:10	昼 食 (休憩)	
12:30~13:10	ラウンドテーブル打合せ	(409演習室)
13:10~14:20	ラウンドテーブル	(402講義室)
14:30~17:50	テーマ部会	(403講義室)
18:00~19:00	総 会	(403講義室)

大会2日目 9月14日（水）

9:00	受付開始	(1階エントランスホール)
9:30~11:40	自由報告部会Ⅱ	(403講義室)
11:40~13:10	昼 食 (休憩)	
13:10~16:10	シンポジウム	(403講義室)
16:20~17:20	企画委員会	(402講義室)
	編集委員会	(409演習室)

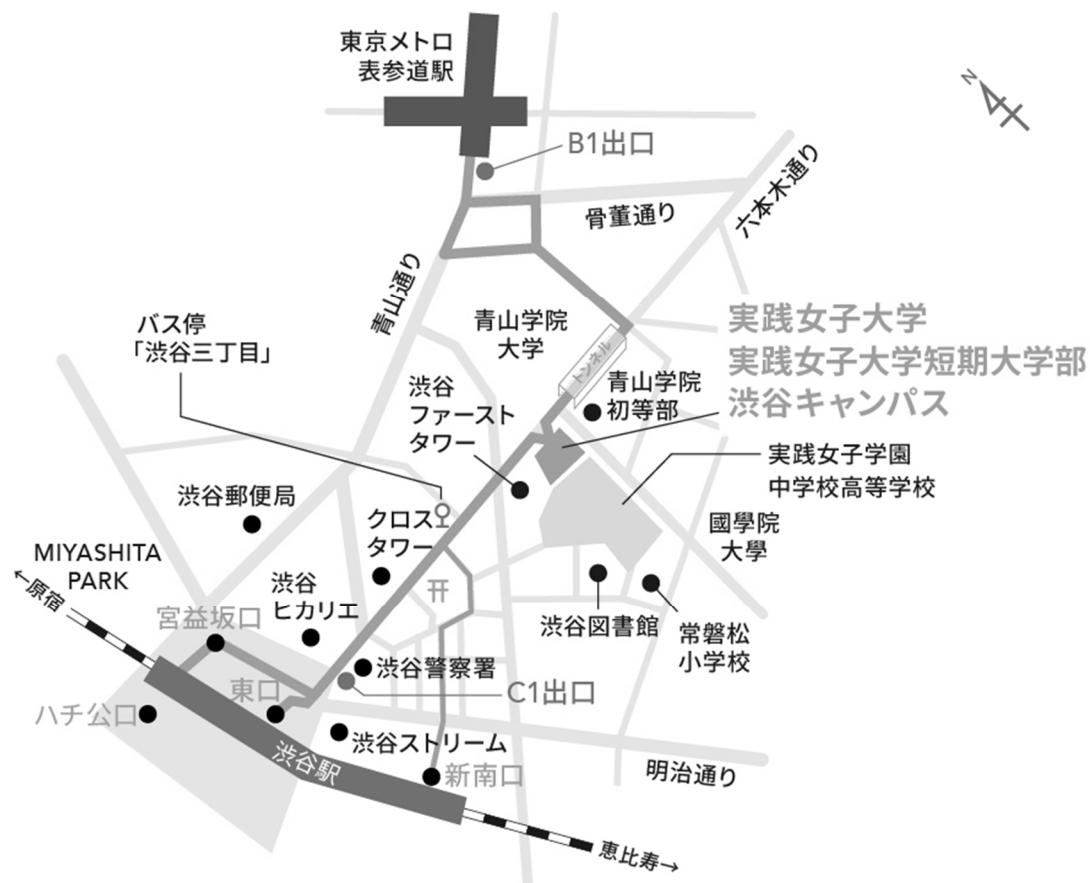
その他の会場等

- | | |
|---------------|------------------|
| ○ 受付 | (1階エントランスホール) |
| ○ 会員控室 | (401講義室) |
| ○ 出版社 | (403講義室付近) |
| ○ 昼食 | (近くの店へ／会員控室にて黙食) |
| ○ 事務局・開催校使用教室 | (410演習室) |

大会会場（実践女子大学・渋谷キャンパス アクセス図および教室配置図）

実践女子大学・渋谷キャンパス 交通アクセス図

◆ 住所：〒150-8538 東京都渋谷区東1-1-49



⇒渋谷駅から

◆ JR（山手線、埼京線、湘南新宿ライン）／東京メトロ（銀座線、半蔵門線、副都心線）、東急（東横線、田園都市線）、京王井の頭線 東口 C1 出口から徒歩約 10 分

⇒表参道駅から

◆ 東京メトロ（銀座線、半蔵門線、千代田線） B1 出口から徒歩約 12 分

<当日の受付および教室について>

受付は、1階のエントランスホールになります。大会会場は、4階の講義室を使用します。

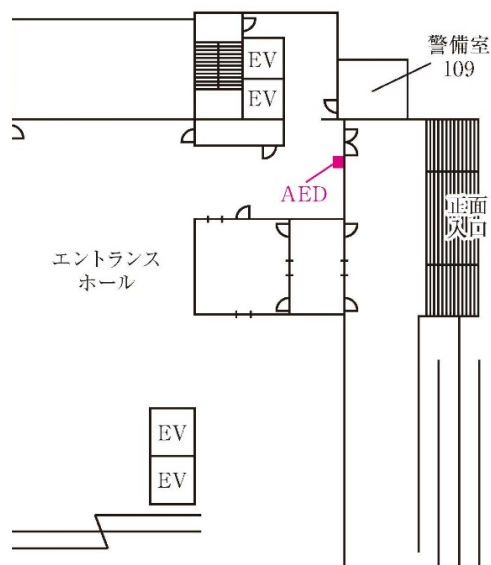
<参加費等>

大会当日に受付でお支払いいただく金額は、以下の通りです。

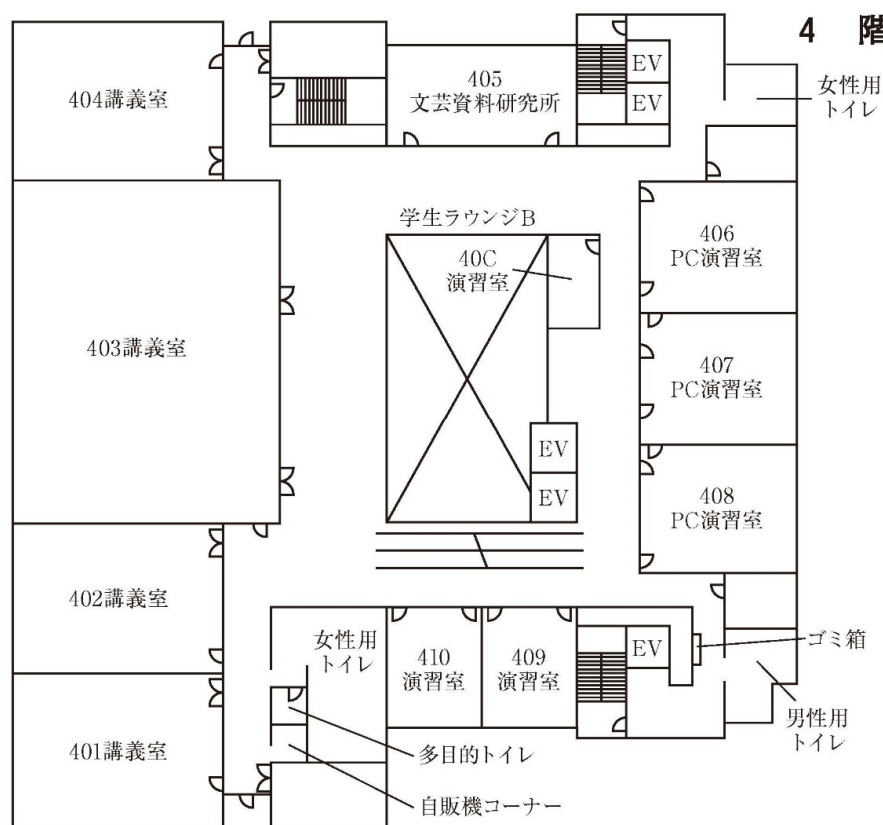
- | | | |
|--------------------|--------------|--------------|
| ・大会参加費 | 2,000 円 | |
| ・2022 年度学会費（未納の場合） | 一般会員：6,500 円 | 学生会員：4,000 円 |

教室配置図

1 階



4 階



〈大会の昼食について〉

大学周辺の飲食店をご利用ください（当日には簡単なランチマップをご用意いたします）。大学構内のカフェテリアは夏季休業期間中のため営業していません。

会員控室（401 講義室）も飲食可と致しますが、飲食後はマスクを付け感染予防を徹底してください。感染予防の観点から、お茶やコーヒーの提供は致しません。1階・4階・9階の自動販売機をご利用ください。

ラウンドテーブルや打ち合わせ時も「食事は不可」です。事前に昼食を済ませてからご参加ください。

＜懇親会はいません＞

参加者の皆様にも、感染状況に応じた大学の感染予防対策ガイドラインに従っていただきます。ご協力よろしくお願い致します。

大会プログラム

大会1日目 9月13日(火)

9:30~11:40 自由報告部会 I (403 講義室)

【司会者】南後由和 (明治大学)

1 公共空間の持続的マネジメントに関する社会学的試論

西山志保 (立教大学)

2 みなとみらいの開発における「文化」と都市デザインの関係

青木淳弘 (神奈川大学)

3 都市研究の対象としての「広場的現象」の可能性

桐谷詩絵音 (東京大学大学院)

4 名古屋駅裏のまなざし——闇市の創造的破壊

林 浩一郎 (名古屋市立大学)

13:10~14:20 ラウンドテーブル (402 講義室)

「ジェンダーから都市を問う」

【話題提供者】 仁井田典子 (東京都立大学)、太田麻希子 (立教大学)、須崎成二 (明治大学)

【司会者】 金 善美 (成蹊大学)、仙波希望 (広島文教大学)、山本薫子 (東京都立大学)

14:30~17:50 テーマ部会 (403 講義室)

「移動する人々と社会——地域移動をめぐる」

【司会者】西野淑美 (東洋大学)、申 惠媛 (宇都宮大学)

1 20年代の地域移動の構図

平井太郎 (弘前大学)

2 「二地域居住」概念の誕生と展開——地方創生における移住政策の危うさ

築山秀夫 (長野県立大学)

3 「潜在的還流者」のUターンに対する意識と態度——青森県出身首都圏在住の若者の事例から

成田 凌 (東京都立大学大学院)

4 モビリティの中で場所の意味を捉え直す

——農村へ移住した若者たちのモビリティ実践と場所の感覚：韓国の事例

金 磐石 (東京大学大学院)

5 移動する社会における「空き家」の活用

菅沼若菜 (東京都立大学)

6 現代日本の地域開発を移動という観点から捉えるために

——淡路島北部における兵庫県・パソナの活動に着目して

林 凌 (日本学術振興会特別研究員)

7 インモビリティと不定住的貧困

結城 翼 (東京都立大学大学院)

18:00~19:00 総会 (403 講義室)

大会2日目 9月14日(水)

9:30~11:40 自由報告部会Ⅱ (403 講義室)

【司会者】 小山雄一郎 (玉川大学)

- 1 都市文化芸術振興の岐路？
——コロナ禍で露わになった実演家と世論の対立に注目して
田村公人 (上智大学)
- 2 自己研鑽への関心の高さを經由する富の再生産
前田悟志 (東京都立大学)
- 3 フランス地方大都市における都市化と住民組織の形成史
——都市公共交通整備の問題を中心に
國府久郎 (早稲田大学)
- 4 六大都市の連携と社会事業の展開
武田尚子 (早稲田大学)

13:10~16:10 シンポジウム (403 講義室)

「コロナ禍における都市空間と排除」

【報告者】 駒木伸比古 (愛知大学)、高谷 幸 (東京大学)、白波瀬達也 (関西学院大学)

【討論者】 山本薫子 (東京都立大学)、伊藤嘉高 (新潟大学)

【司会者】 川野英二 (大阪公立大学)、伊藤泰郎 (長崎県立大学)

16:20~17:20 企画委員会 (402 講義室)、編集委員会 (409 演習室)

「ラウンドテーブル」 ジェンダーから都市を問う

9月13日(火) 13:10~14:20

＜趣旨説明＞

ここ数年の大会では、会員の研究交流と多様な論点を創発的に生み出すことを目的として、「ラウンドテーブル」を企画してきた。今年度はジェンダーに焦点を当てる。都市研究においてジェンダーは不可分であるはずだが、これまで日本都市社会学会では主要なテーマ、トピックとしてあまり取り扱われてこなかった。日本の都市社会学においてジェンダーを取り扱う研究が少数であったのはなぜだろうか。ジェンダーに関する学術的、社会的情勢はここ10数年でも変化しているが、現在の研究者はジェンダーの観点から見た都市に関わる研究課題をどのように捉えているだろうか。学術的・社会的情勢が変化する中、社会学が向き合うべき論点とは何か。

話題提供者は、仁井田典子氏 (東京都立大学)、太田麻希子氏 (立教大学)、須崎成二氏 (明治大学/非会員) の3名を予定している。「女性と貧困」(仁井田氏)、「都市空間とジェンダー——マニラのスラムに見る女性の働き方から」(太田氏)、「ゲイディストリクト(同性愛地区)に対する地理学的視点」(須崎氏)などをテーマに都市とジェンダーに関する自由な議論を展開していく。

本ラウンドテーブルは以上のような話題提供を出発点に、自由な意見交換・情報交換の機会、多様な論点を創発的に生み出す場を目指したい。昼食は済ませてご参加ください。

(企画担当委員 金善美・仙波希望・山本薫子)

＜趣旨説明＞

地域間の人口移動にまつわる研究の蓄積が増えつつある。都心回帰、東京一極集中、UJI ターン等への関心にはじまり、関係人口、ライフスタイル移住など多様な方向への研究の展開が見られる。また、進学機会の格差、地元志向など、社会移動やキャリア研究に関連する移動（非移動）の調査研究も様々に取り組まれている。モビリティというキーワードへの注目、国境を越える移動の諸側面、災害時のような強制的な移動、コロナ禍以降の転出入統計の変化の兆しなども、関係の深い現象と言える。

これらの背景には、ライフコースをめぐる人々の選択や、都市生活・地域社会に対する社会意識の影響が考えられ、人口学・地理学とは別の、社会学としての知見を積み上げる必要性が考えられる。コロナ後の都市のあり方を考えるための基礎研究になる可能性もある。

以上の視点に基づいて、広い意味で人の移動に関連するような研究報告を会員から募ったところ、7件の応募があった。当日はシンポジウムのような形式ではなく、多様な報告を受けて、最後に討論を行う形とする。長丁場の部会となるが、定住を前提としない社会やコミュニティのあり方をめぐる様々な知見を共有する機会としたい。

（企画担当委員 西野淑美・山本かほり・申恵媛）

1 20年代の地域移動の構図

平井太郎（弘前大学）

1990年代以降の日本における地域移動のパターンは大きく変化し、「東京一極集中」と呼ばれた現象は正確には（A）東京都心をはじめ札幌から福岡に至るいくつかのスポットへの集中であり、また（B）外国人労働者の出入国や地域移動、2010年代以降は（C）国際的に知られるライフスタイル移住に類すべき地方移住の動向も無視できなくなっている。

これに対し2020年から続く感染症拡大は“Dismantling of Urban Lifestyle”（中澤秀雄）などと評され、たしかに2020年5月以降、東京都では月次ではいくたびか社会減を記録し、スポットへの集中から地方移住への転換を見てとる言説もあった。しかし、住民基本台帳移動報告を精査すると（A）スポットへの集中は継続しており、東京都の社会減と見えた現象も、都心周辺の他のスポットへの移動や（B）外国人の帰国にともなうものだった。

だが（C）地方移住が皆無なわけではない。栗島浦村や丹波山村、南相木村、上勝町、三島村など、2019年まで社会減であったのが2020年に社会増に転じた町村も少なくない。これらは、占冠村や海士町などといった社会増にまで転じていない町村も含め、東京都からの転入者が多い。国際的なリゾート地となった占冠村や高原野菜産地である南相木村をはじめ、外国人の移動の影響にも注意を払う必要があるものの、これらの多くは2000年代以降、独自の地域づくりで知られる場所でもある。

そうした地域づくりでは、この間「関係人口」論に結実した、産品や観光商品、ふるさと納税やクラウド・ファンディングのマーケティングから、移住者受入にともなう空き家の商品化や生活・起業支援に至るまでを一連のプロセスないしパッケージとして扱う動きが浸透してきている。実際に、国が2020年に行った15万サンプルのウェブ調査を二次分析すると、産品購入や観光から親族の世話に至るさまざまな「関係」を持つことと「移住」の希望を抱くことの間には有意な関係が見られた。

もっとも国は、これら地域づくりの現場に、外国人労働者の受け皿ともなりうる新たな法人組織の浸透を図っているほか、専門的技術的職業従事者のテレワークなどを強力に進めようとしている。その意味で上記の（A）（B）（C）は今後、複雑に絡み合っていく。その複雑さを切り分ける視座や方法の磨きが求められている。

2 「二地域居住」概念の誕生と展開——地方創生における移住政策の危うさ

築山秀夫（長野県立大学）

二地域居住は、（株）リクルートが、「2019 年トレンド予想・住まい領域」において、都心と田舎の「デュアル・ライフ」を楽しむ人たちのことを「デュアラー」と名付けたことで、新たに人々の関心を集めるようになった。背景として、東京一極集中による居住環境の悪化による郊外生活への希求や定住や移住における価値観の変容と多様化がある。

人口減少社会のなかで、地方自治体にとって、移住者が簡単には見込めないことから、移住者予備軍としての二地域居住者への期待は大きい。2016 年に、定住人口でも交流人口でもない人口として、関係人口という概念が登場したが、二地域居住は、その関係人口の中でも、より定住人口に近く、職業を継続しながら実施することができる点、完全移住よりハードルが低い。二地域居住人口を拡大し、その後に、定住を目指す二段階の移住戦略である。

新聞報道や研究論文で、「二地域居住」が初めて登場したのは 2005 年である。国土交通省が前年に「二地域居住人口研究会」を組織し、議論したのがきっかけであり、報告書では、都市と農山漁村の二地域居住に関する楽観的な長期展望がなされていた。都市に住む「団塊の世代」をターゲットにして、退職者を「二地域居住者」化させ、最終的には完全移住による定住人口の増加を狙うというもので、その予測は現状からみれば、ことごとく的外れなものであった。2005 年を「二地域居住」元年と呼ぼう。その年は、国土形成計画法が公布された年であり、平成の市町村合併が一区切り付いた年でもある。市町村合併という選択と集中が一段落した後の弥縫策として、市町村に提示されたのが、「二地域居住」である。その翌年、福井県知事の提言に端を発して、2007 年に制度が創設された「ふるさと納税」にみる自治体間競争の論理と同様の危うさを持っている。

「二地域居住」は、第一次国土形成計画（2008 年）において「二地域居住等の促進」、第二次国土形成計画（2015 年）において「地方移住、二地域居住等の促進による東京一極集中の是正」のための政策としても位置づけられている。

本報告では、「二地域居住」概念の誕生と展開及び「二地域居住」関連の国家及び地方の政策を捉え、関係人口や移動を巡る政策の課題について検討したい。

3 「潜在的還流者」の U ターンに対する意識と態度——青森県出身首都圏在住の若者の事例から

成田 凌（東京都立大学大学院）

過疎地域を多く抱える地方では、若年人口の流出が地域社会の「消滅」に直結しうするため、解決策やその糸口が模索され続けている。そのなかで 1990 年代後半に人口の縮小・持続・漸減を前提とした地域社会のあり方が論じられたことを機に、学術的にも政策的にも地域外で暮らす人びとが地域を支える重要な存在であるという認識が浸透してきた。「他出子」論（徳野 2014）や「田園回帰」論（小田切・筒井編 2016）、「関係人口」論（田中 2017）は代表的な議論といえる。これらの文脈をふまえれば、地域の持続可能性を議論する際には、地方（農山村）から出て行った人びと（＝他出者）の現状や将来展望の把握・理解が必要不可欠となる。

以上の問題関心を背景に成田は、他出後も常に出身地の動向を気に掛け、出身地への貢献や将来的な還流を思案するような心性を有した青森県出身首都圏在住者の事例を取り上げながら、地方から首都圏に転出した他出者を単なる流出口、すなわち「出身地を捨てて出て行った存在」ではなく「移動過程の途中にある存在」ととらえ、今後帰郷する可能性があるという意味を含めて「潜在的還流者」として顕現させることの重要性を指摘する（成田 2019）。たとえば近年の地域移動に関する調査からも、非大都市圏における転入者のうちの大部分が U ターンであることが指摘されている（国立社会保障・人口問題研究所 2018）。また、地方（出身者/在住者）における U ターン移動については、若い出生 cohorts ほど U ターン者比率が多くなり、おおむね他出後 10 年以内に U ターンの大半が完了すること、ゆえに年齢的には 30 歳代、遅くとも 40 歳が U ターンの現実的な目安となっていることが指摘されている（石倉 2009；貴志 2014；山本 2017 など）。

ただし成田（2019）の議論は、「潜在的還流者」を個人としてとらえ、夫婦や家族が射程からこぼれ落ちているなど、未だ仮説的であり、詳細な事例分析に基づいた精緻化が課題として残されている。そこで本報告では、他出後も出身地域との関係性を保持したり出身地域とのつながりを希求したりする他出者の U ターン意識や将来展望、出身地/他出先における社会関係について、青森県出身首都圏在住の若者の事例から検討をおこなう。

4 モビリティの中で場所の意味を捉え直す

——農村へ移住した若者たちのモビリティ実践と場所の感覚：韓国の事例

金 磐石（東京大学大学院）

本報告では韓国慶尚南道南海郡に移住した若者たちの事例を中心に、大都市から農村へ移住した若者たちが移住後も続いて行われる様々な移動の経験の中でいかに場所の意味を再構築し、地域暮らしの戦略を作っていくかについて議論する。

農村に移住した若者たちは、経済的・社会的に脆弱な状況に置かれている。そのため若者たちは中高年の移住者に比べて地域社会に安定的に定着することができず、長期的な展望をもって農村で活動が続けることが困難である。そのため農村に移住した若者たちの生活を理解するためには、地域での定住と地域社会への参入を中心とする視点ではなく、若者たちの流動的な状況に着目し、多様な実践と移動の経験の中でいかに地域での生活を続けていくかを見る必要がある。

そこで本研究では移動の経験に着目したい。Milbourne と Kitchen (2014) は、既存の農村研究が移住という単線的な移動にのみ焦点を当ててきたことを指摘し、移住後も続いて行われる多様なスケールのモビリティに注目すべきであると主張した。実際に若者たちは農村に移住した後も活動上の必要のために都市地域を訪問したり、地域以外の人々とオンラインで交流したりするなど多様な身体的・仮想的モビリティを活用して地域での活動を続けていく。そうしたモビリティの実践は一方では地域以外へと活動の領域を広げながらも、他方ではそうしたモビリティが繰り返される中でモビリティの結節点となる場所に対する愛着と帰属の感覚を再構築する。

そうした問題意識から本研究は韓国慶尚南道南海郡を拠点に活動する文化企画団体 C の事例を調査した。特に彼らがソウルと南海を行き来する経験に注目し、その中で南海という場所をどのように認識し、場所への愛着と帰属の感覚をいかに構築していくかを分析した。それを通じて地域を拠点としながらも、同時に地域以外へと広げられる流動的な場所の感覚が形成されていることを明らかにした。

Milbourne, Paul and Lawrence Kitchen, 2014, 'Rural mobilities: Connecting movement and fixity in rural places,' *Journal of Rural Studies* 34: 326-36.

5 移動する社会における「空き家」の活用

菅沼若菜（東京都立大学）

本報告では、「移動する社会における住まい」という側面から、自治体の移住支援事業における「空き家バンク」の取組みと課題に焦点を当て、空き家の活用について検討する。

近年、移住促進に力を入れている自治体は増加傾向にあり、約 85% の都道府県が移住促進施策を実施している。その取組みの 1 つが、地域外からの移住者を増加させ、その移住者に空き家を活用してもらうことを目的に実施されている「空き家バンク」である。全国の空き家率（2018 年）は 13.6% と過去最高となっていることを受け、自治体の空き家バンクは増加する傾向にあり、2015 年以降は毎年 100 近くの自治体が空き家バンクを開設している。しかし、2017 年度の成約件数は「5 件未満」の空き家バンクが最も多いことから、捗々しい成果を挙げているとは言えない。そこで、空き家バンクの課題にはどのようなものがあるのか、神奈川県三浦市の空き家バンクを事例に取り上げて検討する。

三浦市は、マグロやダイコンの産地として、また、城ヶ島、三浦海岸等が観光地として有名なエリアであり、毎年、河津桜の開花時期には「三浦海岸さくらまつり」が開催され、約 30 万人の観光客が訪れる。しかし、近年急速に少子高齢化が進んでおり、人口数は神奈川県内において 19 市中 18 位であり、高齢化率も 2020 年で 40.1%（神奈川県 25.4%）と非常に高く、19 市中 1 位となっている。空き家率も 21.9% と、神奈川県内の市では最も高くなっている。

三浦市の空き家バンクは 2017 年に開設されているが、空き家バンク以外にも三浦市の空き家対策には、空き家相談員派遣事業や移住定住支援事業の一環として「トライアルステイ（お試し居住）」事業がある。こうした空き家活用事業の現状から、移動する社会における空き家の活用方法について検討してみたい。

6 現代日本の地域開発を移動という観点から捉えるために ——淡路島北部における兵庫県・パソナの活動に着目して

林 凌（日本学術振興会特別研究員）

本発表は、近年の淡路島北部におけるパソナグループと兵庫県・淡路市による地域開発を事例として、「移動」の観点から地域開発をめぐる論理の転換を明らかにすることを目指すものである。かつて日本の都市研究において、国家行政と企業の協働による地域開発は、マルクス主義を理論的背景として、様々な形で取り上げられてきた。特に、1960年代から80年代にかけて多く執筆された全国総合開発に伴う地方都市の急激な開発と、地域住民層の活動の変化を捉えようとした詳細な社会調査・モノグラフは、批判的見地からこうした国家・大企業主導型の地域開発を捉える視座を提供してきた。

しかし、近年の日本においても、こうした国家による政策介入を通じた、大規模な地域開発は行われているにも関わらず、それを批判的な見地から捉えようとする研究は盛んではない。特に、定住人口を対象とした第二次産業開発が主流であった高度経済成長期までの地域開発と異なり、非定住人口を対象とした第三次産業開発が主流となりつつある近年の地域開発を捉えるための方法論は、十分に検討されているとはいえない状況にあるように思われる。

この観点より本発表では淡路島北部を事例として、近年の大規模地域開発が旧来のフレームワークをそのまま用いることでは分析することが困難であることを示したのち、その転換を理解する上では「移動」に着目する必要があることを示す。具体的には①淡路島北部におけるパソナの開発は、元をたどると1960年代まで遡ることができる兵庫県の地域開発計画と密接な関係にあり、その意味において地域開発研究の文脈に位置づくものであること。②一方でパソナという開発主体の登場は、非定住型人口のための地域開発が現代社会において必須と受け止められていることを示しており、その意味において絶え間ない移動を考慮しない旧来型の地域開発研究の枠組みを用いることは出来ないこと③この問題は、絶え間ない移動が生じる仕組みを、インバウンドを背景とした後背地の観光開発に付随する人口流動の拡大と、新自由主義的競争観に基づいた、主体的に人的資本を形成すべきだという人間観の拡大の双方から考察することにより解決可能なものであり、都市研究においては両者の論点を総合的に検討することが求められること。以上3点を論じることとしたい。

7 インモビリティと不定住的貧困

結城 翼（東京都立大学大学院）

1 目的

1990年代以降、「不定住的貧困」（岩田 1995）のさまざまな形態が明らかにされてきた。「寄せ場の解体」を契機に「野宿者問題」が顕在化した（青木編 2010、Kitagawa 2019）。2000年代以降、野宿者数が減少した一方で、「ネットカフェ難民」や「ワーキングプア」が可視化され、さらに飯場が依然として不定住的貧困を吸収していることが明らかにされた（渡辺 2016）。しかし、家族宅や知人・友人宅等から出ることができず、顕在化されにくい困窮層に関しては未だ知見が乏しい。本報告は、こうした身動きの取れなさ（immobility）を特徴とする貧困の実態について予備的考察を行う。

2 方法

本報告では、①東京（圏）の貧困層の実態を明らかにする研究プロジェクトの一環として2018年9月以降に実施された27人に対するインタビュー調査の結果および、②都内の生活困窮者支援団体における2018年10月から2022年4月までの相談記録を用いる。

3 結論

（1）出身世帯等で直面する困難には、男女に共通点がある一方で、世帯内での役割期待や暴力被害の経験においてジェンダー差がみられた。（2）安定的な居住の確保の障害には、民間賃貸市場や公的扶助の制度上の制約のほか、利用可能な社会関係資本による違いがみられた。当日の報告では、身動きの取れない貧困と不定住的貧困との関係について論じる。

〔文献〕

青木秀男編、2010、『ホームレス・スタディーズ：排除と包摂のリアリティ』ミネルヴァ書房。

岩田正美, 1995, 『戦後社会福祉の展開と大都市最底辺』 ミネルヴァ書房。

渡辺拓也, 2016, 『飯場へ：暮らしと仕事を記録する』 洛北出版。

Kitagawa, Y., 2021, “Homeless Policy as a Policy for Controlling Poverty in Tokyo: Considering the Relationship between Welfare Measures and Punitive Measures”. *Critical Sociology*, 47(1), 91-110.

〔付記〕 本報告は日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究（A）「グローバル都市の底辺層の構造と変容」（課題番号 17H01657）の研究成果の一部である。

〔シンポジウム〕 コロナ禍における都市空間と排除

9月14日（水）13：10～16：10

＜趣旨説明＞

新型コロナウイルスのパンデミックが始まってから 2 年余りが経過した。このウィルスの感染拡大は、私たちが生きる社会——とくに都市社会の脆弱性を突くものである。異質な人々が物理的に近接して暮らすと言う都市の社会的な性質は、不幸にも感染の拡大にとって都合の良い環境を提供している。これまで何度も繰り返されている感染の「波」は、東京や大阪を始めとした大都市圏において医療のひっ迫をもたらしてきた。

2021 年度の大会ではテーマ部会「コロナと都市」が企画されたが、4 本の報告は都市に生きる人々の社会的活動（寄せ場、ボランティア、イベント、ミニコミ）にウィルスの拡大がどのような影響を与えているかを明らかにするものであった。この前年度のテーマ部会を受けて、2022 年度大会のシンポジウムにおいても新型コロナウイルスの感染拡大をテーマとすることになった。時間の経過とともにパンデミックの社会的影響も明らかになっており、このタイミングで都市社会学の視点からパンデミックをいかに捉えるかを問うことは有意義であると考えられる。

本シンポジウムでは、新型コロナウイルスの感染拡大を都市空間という視点から捉えるとともに、貧困・不安定層やマイノリティなどが新型コロナウイルスの感染拡大にどのような影響を受けているのかという点に焦点を当てたい。新型コロナウイルスのパンデミックは現代都市のどのような弱性を浮き彫りにしたのか？パンデミックは貧困・不安定層やマイノリティなどにどのようなネガティブな影響を与えたのか？そして、コロナ禍という条件においてどのような支援が可能なのか？

都市社会学においては都市下層地域や外国人集住地域を対象とした研究蓄積が豊富であり、地域での支援活動に関わりを持っている研究者も少なくない。本シンポジウムではこの 2 年余りの動向を整理するとともに、都市社会学の蓄積を踏まえて上に挙げたような問いにどのように取り組むかを考えたい。

（企画担当委員 伊藤泰郎・川野英二・木田勇輔・山本崇記）

【報告者】 駒木伸比古（愛知大学）、高谷 幸（東京大学）、白波瀬達也（関西学院大学）

【討論者】 山本薫子（東京都立大学）、伊藤嘉高（新潟大学）

【司会者】 川野英二（大阪公立大学）、伊藤泰郎（長崎県立大学）

1 「地域」と「伝播」の概念からみた COVID-19 感染拡大対策の課題

駒木伸比古（愛知大学）

2020 年 1 月に国内で初の COVID-19 感染者が確認されて以降、現在に至るまで様々な感染拡大対策が行われてきたが、内閣府による緊急事態宣言は 2021 年 9 月 30 日、各都道府県知事によるまん延防止等重点措置は 2022 年 3 月 21 日をそれぞれ最後に発令されておらず、2022 年 6 月末現在、国内における移動自粛・制限は実施されていない状況にある。しかしながら、発令中には「都道府県境をまたいだ移動の自粛」が要請され、他県民、とりわけ感染拡大地域住民に対する蔑視や排除行為などが全国的にみられたことは記憶に新しく、現在でも目に見えない形で続いている可能性は否定できない。本報告では、COVID-19 感染拡大対策を、地理学の主要な概念である「地域」と「伝播」を通じて検討する。

「地域」に関しての定義は様々であるが、本報告では既存の物理的・客観的空間単位である「実質地域」と、形式的に決められた空間単位である「形式地域」に注目する。この概念に基づけば、感染者数の多少に基づく地域は「実質地域」であり、国や知事によって指定された制限地域は「形式地域」としての側面を持つと言える。同様に

「伝播」に関しても複数の概念があるが、近隣自治体スケールでの感染拡大は近接効果による「接触性拡大伝播」であり、都市圏スケールでの感染拡大は階層効果による「階層性拡大伝播」であると捉えることが可能である。

本報告では東海三県を対象とし、市町村を単位とした2020年1月～2021年1月までの1年間におけるCOVID-19感染発生・拡大状況の全体的・局所的な空間的特性の分析結果を示すとともに、都道府県を超えた移動制限や市町村による営業時間短縮などの感染拡大対策に関してその問題点や課題を指摘・考察したい。

2 コロナ禍における移民の生活と都市・公共空間の可能性と限界

高谷 幸（東京大学）

本報告では、パンデミックが日本に暮らす移民の生活に与えた影響について概観するとともに、移民を支える社会運動や市民による実践から都市空間の可能性と限界について検討する。

パンデミックは、移民が日本社会で置かれている位置の多様性を背景に、それぞれの移民に異なる影響を及ぼしてきた。そこで本報告では、2020年に市民団体が行った「移民・難民緊急支援基金」の報告書および2021年度に大阪府豊中市で実施された「コロナ禍における外国人市民等への影響に関する調査研究」をもとに、移民・難民の生活にたいするパンデミックの影響についてできるだけ広く概観する。

その上で、とりわけ脆弱な立場に置かれたのが仮放免者を支える社会運動・実践に注目し、それらが展開された、街路や公園という都市・公共空間の可能性と限界について考察する。仮放免者とは、在留資格がないが一時的に入管施設への収容から解かれている外国人を意味する。パンデミックに伴い、同施設におけるコロナ感染拡大のおそれから収容が解かれた仮放免者が増加することになった。しかし彼らは、就労を認められず、解放後も非常に脆弱な位置に置かれている。そうしたなか、仮放免者や彼らを支える市民たちは都市の公共空間に集い、彼らの存在を可視化したり生活を支える活動を展開することになった。これまでもマイノリティの社会運動にとって公共空間がもつ意味が論じられてきたが、これらの活動は、「ステイ・ホーム」がいわれ、人々の日常におけるつながりが遮断もしくは潜在化するなか、改めてその空間の可能性を示したといえる。同時にそれは、「ホーム」自体の脆弱性を抱えた移民たちがアクセスできる場所として見出されたのが都市の公共空間だったともいえる。本報告ではこれらの活動に言及し、コロナ禍における都市・公共空間の可能性と限界についても考察したい。

3 コロナ禍による寄せ場の変容 ―大阪・あいりん地区の事例

白波瀬達也（関西学院大学）

本報告ではCOVID-19が寄せ場に与えた影響を大阪・あいりん地区（通称：釜ヶ崎）の事例から考察するものである。あいりん地区は大阪市・西成区北東部にある全国最大規模の寄せ場で、地域内には共用空間が多い簡易宿所やそれを転用した賃貸住宅（通称：福祉アパート）が密集している。当該地域は人口密度が極めて高いこと、慢性疾患を抱える単身者が集住していること、感染予防行動を取りにくいホームレス状態の人々が多いことなど、COVID-19の罹患リスクが大きい。本報告では実際にCOVID-19の影響がどのように現れたのかを3つの観点から捉える。

一つ目は「労働市場の変容」である。多くの寄せ場は1990年代初頭のバブル崩壊以降、求人・求職機能が急速に衰えた。一方であいりん地区は往時より規模は縮小しているものの、日雇労働市場としての性格を残している。本報告では財団法人西成労働福祉センターを対象とする調査データからコロナ禍以降の求人状況の変化を明らかにする。

二つ目は「ホームレス対策の変容」である。あいりん地区は大阪市のホームレス対策の一元的な受け皿になっており、失業した日雇労働者の一時療養を目的とする「三徳生活ケアセンター」や、失業した日雇労働者の無料宿泊施設「あいりんシェルター」を擁する。これらの施設は共用空間の多い相部屋でCOVID-19のクラスター発生が懸念されてきた。こうしたリスクに直面するなかで、公的なホームレス対策がどのように変容してきたのか、大阪市福祉局、NPO法人釜ヶ崎支援機構等を対象とした調査データから明らかにする。

三つ目は「民間支援団体の変容」である。コロナ禍以降のあいりん地区では民間支援団体の連携が強化された。その最たる例が2020年4月に発足した「新型コロナ 住まいと暮らし緊急サポートプロジェクト OSAKA」（以下：「緊急SP」）である。このプロジェクトは失業とそれに伴う住居喪失に対応するために約20団体が協働して

いる。「緊急 SP」では NPO 法人釜ヶ崎支援機構のほか、大阪市北区を拠点にホームレス支援をおこなう NPO 法人 Homedoor や NPO 法人ビッグイシュー基金などが名を連ね、釜ヶ崎のみならずオール大阪でセーフティネットを構築することに成功した。本報告では「緊急 SP」を事例にコロナ禍を契機に生まれた多機関連携の具体的な成果を明らかにする。

自由報告部会 報告要旨

自由報告部会 I (403 講義室)

9 月 13 日 (火) 9:30~11:40

1 公共空間の持続的マネジメントに関する社会学的試論

西山志保 (立教大学)

自治体の財政難や新自由主義的な規制緩和を背景として、公共施設や街路、公園などの公有地を民間の創意工夫や資金活用によって、魅力的でにぎわいある「公共空間 (public space)」へと転換する動きが急速に進んでいる。日本でも 2000 年代から、民営化を特例的に施行する構造改革特別区が制定されたり (2002 年)、PFI 法 (1999 年制定) の改正により PPP 事業の推進のためのワンストップ窓口が設置される (2018 年) など、国家レベルで段階的な民営化の法制化が進められている。こうした政府セクターの役割変化は、民間経営手法を公共部門に導入して公共サービスの向上を目指す「新しい公共管理 (New Public Management)」の流れとして理解されている。

とりわけ官民連携に基づく「公共空間」の民営化は、民間事業者にとり経済活動の機会創出であると同時に、行政にとり財政負担の軽減や効率的な公共サービスの提供を可能にするなどのメリットがある。その一方、市場側の論理を優先させると「公共的価値」の性質が薄れた市場空間となり、異なる主体間の合意形成という民主的プロセスが欠如したまま、事業者にとって都合の良い空間が整備される可能性が高くなる。その意味で、民営化に伴う「公共空間のマネジメント」は、各主体間の意思決定や利害調整の様式である「都市ガバナンス」の問題として捉えることができる (カーモナ他 2018=2020)。

本報告の目的は、官民連携による公有地活用という公共空間のマネジメントを、「公共的価値」の視点から捉えなおし、参加主体間の役割分担によって民主的なコントロールがいかに関現できるのか、その可能性を検討することにある。具体的には、公園再生の成功事例として多くの注目を集めている豊島区の南池袋公園の再生を取り上げる。南池袋公園は、2005 年頃に東京電力による変電施設を公園地下に移設したいという依頼を契機として、リニューアルの計画が実施されてきた。民間企業との連携による公園運営の過程では、町会と商店会の対立、住民意見の集約や関係者による運営組織の立ち上げなど、地域にとって「公共的空間の在り方」をめぐる、様々な議論が展開されている。そのプロセスの分析を通して、公共的価値を創出する都市ガバナンスの在り方について考察する。

2 みなとみらいの開発における「文化」と都市デザインの関係

青木淳弘 (神奈川大学)

創造都市の意義を創造的人材の育成として捉えるときに、その前提として、「文化」を都市政策に結びつけていく総合的な調整能力が受け皿となる自治体に備わっていることが望ましい。このとき自治体がこれまでに「文化」にどのような意味を与えてきたのかということがそうした展開の土台となる。本報告では、飛鳥田革新市政期 (1963-78) 以降の横浜市みなとみらいの開発を事例としてこのことについて検討を行う。飛鳥田市政において横浜市の都市政策における「文化」は、都市デザイン活動へと還元されて、個性的な景観形成が焦点化されることとなった。工場移転による都市機能の充実という構想のもとで比較的自由な開発の余地があったみなとみらい地区は、1980 年代の終わりに「創造実験都市」という名称が付され、都市デザインの新しい役割についての提案が行われた。それは従来の「文化」の意味を拡張する可能性に開かれていたものの、結果的には、「文化=都市デザイン=個性的な景観形成」という図式を超えることはできなかった。こうしてみなとみらい地区では横浜市や地権者中心の開発が進む一方で、1990 年代の文化行政の限界もあり、より多様な「文化」の育成は焦点化されなかった。本事例では、横浜市の都市政策において「文化」に与えられた意味の硬直性を明らかにすると同時にそれが多様な解釈に開かれた概念であることも確認した。創造的人材を育成していくにあたっては、そうした「文化」の解釈の幅の広さを利点として捉え、自治体が柔軟な政策の立案と運用を行うことについて考察を述べたい。

3 都市研究の対象としての「広場的現象」の可能性

桐谷詩絵音（東京大学大学院）

本報告の目的は、従来の都市社会学および都市研究をさらに発展させ、都市に生きる人びとの実践の内実に着目する必要性を提示し、都市における「広場」的な現象が有効な研究対象であることを論ずることである。

空間とはたんなる物理的な容器ではなく社会的な場としての厚みをもった存在であり、都市はつねにその空間性との関連において分析されなければならない。透明な容器としての空間のなかの個人や集団の社会関係の研究ではなく、空間としての都市そのものの研究の重要性が指摘されてきた。しかし、個人にも集団にも還元できない意味での都市や「都市的なもの」を探究するために、具体的にどのような研究対象がありうるのかは十分に示されてこなかった。

このとき、都市空間を社会的実践によって規定されると同時に社会的実践を経路づける形式としてとらえなおしたアンリ・ルフェーヴルや、人びとの日常的実践に内面化された関係の様式として都市を論じた佐藤健二の議論は、空間としての都市における社会的実践の媒介への注目の重要性を指摘していたと評価できる。

本報告はこの問題意識を受けつぎ、人びとがおこなう身体的実践をつうじて都市を分析するうえで、たがいに知らぬ人びとの身体がある特定の空間に集散する現象である「広場」的な現象が、戦略的な対象として浮かびあがることを示す。都市空間のなかのすでに存在する集団や個人の関係性を対象とすることをいったんやめて、空間の共有という実践以外には関係性が存在しないような特異点に着目することで、人びとの日常的実践に内在する質としての都市を明らかにすることができる。

従来の社会的な「広場」の議論は、「広場化する」という人びとの実践の概念に着目し、設計者の意図を超えて都市空間が「広場化」される可能性を示唆したいっぽうで、実際の分析では設計者の管理主義イデオロギーが人びとを一方向的に支配する局面を強調し、「広場」が人びとのどのような身体的実践を通じて成立するのかを深める方向には進まなかった。そこで、吉見俊哉の「盛り場」論を援用しながら「広場」的な現象を分析することで、身体的実践をつうじて都市空間と主体が生成するダイナミックな過程を明らかにできることを示す。

4 名古屋駅裏のまなざし——闇市の創造的破壊

林 浩一郎（名古屋市立大学）

本報告は、名古屋駅西地区における戦後闇市とマーケットの形成と消滅を、各主体の〈まなざし〉に着目し分析する。なぜ、駅西地区の闇市・マーケットは破壊されたのか。そこでは、行政・マーケット・在日朝鮮人など各主体の「駅裏」への〈まなざし〉が鍵となる。たしかに、「駅裏」を破壊させた要因は、交通量緩和、火災予防、治安改善、新幹線用地確保であった。しかし、その根底にあるのは、新幹線開通時、「こんな町が後ろにひかえているばかりに、大名古屋駅も台なしだ」（名古屋駅駅員の発言〔朝日新聞 1960.7.19〕）という〈恥〉の意識である。

①行政のまなざし：名古屋市の事業誌には、こうある。「終戦後の駅裏は……都市計画、文字通り癌となっていた」〔名古屋市 1964〕。駅裏を「癌」と評価し、それを取り除こうとする行政権力の強いまなざしが見て取れる。

②マーケットのまなざし：21 のマーケットによって構成される駅西商店街連合会は、市役所やマスコミに「駅裏」ではなく、「駅西」という名称を繰り返し売り込んでいる〔朝日新聞 1960.7.19〕。マーケットの主体自身が、闇市由来の駅裏への〈まなざし〉を転換させようとしている。

③在日朝鮮人のまなざし：在日朝鮮人戦災復興救済会は、名古屋市の土地を借り受け、「国際マーケット」を開いた〔民団愛知本部 2008〕。しかし、駅西都市改造事業によって、名古屋市から立退きを命ぜられる。その時、国際マーケットに立てられた看板にはこうある。「我々は市の都市美化計画に協力する」。「我々は東海道新幹線の敷設を歓迎する」。「住民の生活を脅かす市当局の一方向的な不公平な立退要求には断じて反対す」〔名古屋市編 1964〕。在日の人びとは、立て看板を用いて無数の〈まなざし〉を受け止め、「不公平な立ち退き」に対抗した。だが、立ち退きにあう人びとさえも、「都市美化計画」に反対してはいない。

駅裏には、恥すべき「敗戦」を想起させるものがあつた。だからこそ、行政も、メディアも、マーケットの人びとさえも、「駅裏」を脱却しようとした。否定的な〈まなざし〉にさらされ、駅裏の人びとの「恥の意識」は自らのなかに内面化された。その内面化された〈駅裏のまなざし〉が、闇市の創造的破壊を引き起こしたのである。

1 都市文化芸術振興の岐路?——コロナ禍で露わになった実演家と世論の対立に注目して

田村公人(上智大学)

2001年に制定された「文化芸術振興基本法」、2012年に制定された「劇場法」など、実演芸術を基軸とした、国による文化芸術振興の法的環境は整備されつつある。こうした動きに呼応して、実演団体の公演事業に対する公的助成、さらには「公共劇場」の開場の動きなども、各所、各地で活発化しつつある。都市、あるいは地域に関心を寄せる社会学の立場にあって、こうした一連の文化芸術振興策に基づく、実演芸術の公演機会の拡充、ないしはインフラの整備が、当該都市ないしは地域の活性化、さらには当該都市ないしは地域住民の意識や行動に、どのような効果をもたらすかといった問題は、今後の都市ないしは地域社会を考える上での、重要なトピックになりつつあるように思われる。しかし、文化芸術への税金の投入それ自体を真っ向から否定する意見がコロナ禍において噴出したことは、一連の文化芸術振興の法的根拠を揺るがす、看過しえない問題を提起しているようにも思われる。少なくとも、「文化芸術振興基本法」の基本理念の「第2条」の「8」では、「文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない」と定められている。すなわち行政主導、あるいは当の実演家主導で、振興に努めようとしたところで、広く国民がその必要性に疑義を呈するとなれば、振興の推進それ自体が、法的逸脱ということにもなりかねない。

従来、文化芸術への公的助成の必要性を強く主張してきたのは、主として現代演劇の実演家であり、コロナ感染拡大防止策の一環として政府が決定したイベント自粛要請に対して、いち早く「休業補償」や支援策を訴え、大きな批判を集めたのも、主として現代演劇の実演家である。現代演劇の実演家の中には、「支援不要」という批判に対し、民度の低さといったエリート主義的な解釈を示すケースもある。しかし、佐藤が示唆するように現代演劇は業界全体として「兼業」の実演家も多く(佐藤 1999)、こうした職業アイデンティティの曖昧さが公的助成の社会的評価をシビアなものとしている可能性も高い。本報告では、以上の問題関心から、まずは今後の文化芸術振興にとって、ネックとなることが予想される実演家の職業アイデンティティの曖昧さの実態に関心を絞り、利用可能な統計データや報告書自身の実態調査の結果を踏まえつつ萌芽的な分析を試みたい。

2 自己研鑽への関心の高さを經由する富の再生産

前田悟志(東京都立大学)

従前の階級の再生産論において、たとえばブルデューなどの経済的要因にかならずしも還元できない文化資本があり、それにおいて階級の再生産がおこなわれているという主旨の議論が一世を風靡していた。そこでは、立ち居振る舞い、音楽や絵画の趣味など文化的素養の継承とそれが有利に働く学歴社会を経路として階級が維持されているという点に焦点があった。

それがバウマンらの時代に進むと、今度は寛容さ、階級を超えて幅広い事柄の趣味や関心をもてることが上流階級の文化的な特徴であり、彼らは洗練された素養と同時に、大衆的な趣味の事柄にも参加して楽しむことができる、つまり文化的な雑食性を示すようになったとされている。下の階級なり階層なりの人びとほど、文化的な偏食になっているという。

以上のこれらは主として欧米圏での変遷であるが、現在の日本においてはどうなっているのだろうか。今回の調査では第一に、ハビトゥスでもなく趣味でもないが、個人がもっている興味分野や関心分野を独立変数とし、それが所得や主観的幸福感とどのような関連をもっているかを分析し、併せてどのような人々がその一連の分野に関心を持てるのかについても探索をおこなった。今回の調査票に含めたいいくつかの特定の分野とは、技術・知識習得、見聞、創造的活動、身体鍛錬、人助け、人的ネットワーク拡大、健康志向などである。二つ目の分析としては、これらの特定の分野への高い関心と、後期近代的な消費行動との親和性も確認した。

使用したデータセットは、2021年10~11月に首都圏で実施された量的調査「首都圏 21世紀の消費とくらしに関する調査」である。有効回答は1,237件(回収率37.5%)。参考までの比較対象として名古屋都市圏においても同時期に実査がされておりこちらは有効標本444件(回収率37%)である。

今回の報告では上記の変数間の関連を首都圏と名古屋都市圏でそれぞれ示す。

3 フランス地方大都市における都市化と住民組織の形成史——都市公共交通整備の問題を中心に

國府久郎（早稲田大学）

日本の都市において、行政の手が行き届かない様々な仕事を担ってきた町内会や自治会の存在意義が問われている。フランスでも任意の住民組織である街区委員会（Comité de quartier）が存在するが、その「地域代表性」をめぐる問題は、住民組織が誕生した 19 世紀末から現代に至るまで未解決のままである。日本では社会学や法社会学、都市計画学などの各分野で、中都市のグルノーブル、アミアン、ニームなどの現地調査に基づき、街区委員会の機能と市当局との関係を検討することで、街区委員会の代表性を明らかにしようと試みられてきた。各都市の住民組織が出現したのは 1920 年代であり、新興住宅地での道路、街灯、ガスの整備等を要望するために住民が結集したのが組織化の発端であるとされた。確かにフランスでは街区委員会は、とりわけ人口増加による都市問題が激化した 1920～30 年代と 1960～70 年代に公式には結成されたものが多い。しかし実際には、マルセイユやリヨンなどの大都市では、1890 年代から街区委員会が形成され始めた事実が明らかになっており、その歴史的起源を正確に把握すれば、住民組織の本質に迫ることができ「地域代表性」をめぐる問題解決の一助となるであろう。

フランスでは 19 世紀末から 1930 年代初頭までに、特に地方大都市において路面電車の路線網が整備され郊外化が進行した。こうした都市化の過程で、街区委員会のような住民組織が徐々に形成された。自分たちの街区の現実的な問題に直面したときか、他の街区が改善された状況を見たときに、住民たちは請願書を提出することから始め、次に公開集会を開催し、そして街区委員会を結成した。住民たちの要求は生活環境全般についてであったが、遠い郊外の街区に関しては路面電車の路線敷設の問題が、住民組織が形成される主要因であった。複数の街区委員会の間では利害対立する場合もみられたが、それは街区委員会が本質的に自分たちの街区の利益を優先させたからであった。個人的な利害関係を内包しながらも、街区委員会は生活環境の改善のために積極的に活動し、その結果、遠くの郊外にまで至る路面電車の路線網が実現した。街区委員会は創設当初から既に、主に商人や電車利用者に有利に働く傾向をもつ住民組織であり「地域代表性」に偏りがみられたが、都市化の過程において重要な役割を果たしていたのは確かであった。

4 六大都市の連携と社会事業の展開

武田尚子（早稲田大学）

昭和 2 年 7 月、第一回六大都市社会事業協議会が東京で開催された。六大都市とは、東京市、大阪市、京都市、神戸市、名古屋市、横浜市である。この協議会は東京市社会局が他五都市の社会事業担当部署によびかけて開催したものである。六大都市が連携して、課題となっている社会問題を共有し、国に対して効果的な社会政策立案と予算措置を要請し、社会事業の推進をはかることを目的としていた。その後、協議会は毎年各都市の持ち回りで開催されるようになり、昭和 16 年には第 14 回協議会が行われ、昭和戦前期に協議会が継続的に開催されていたことは都市政策史上、注目すべき動きの一つと考えられる。本報告はこのような六大都市の連携が都市社会政策の進展にどのような点でインパクトがあったのか、社会事業の側面から考察する。

大都市の連携が始まったことは、この時期に他都市とは異なる社会状況に直面し、抜本的な都市対策が必要とされたことを示している。戦前日本の都市化という点で、昭和初期は「大都市」が顕在化し、顕著な人口増加と集中、空間的拡大が進行していることについて社会的認知が高まり、根本的な都市対策を構築する必要性が認識されるようになった時期といえる。また、現代につながる大都市圏形成の初期段階にあたる時期といえよう。

六大都市の連携が始まる契機は大正 7 年(1918)の米騒動である。東京市、大阪市、京都市は明治 21 年公布の市制町村制で特例が適用されていた。米騒動以前に大阪市、京都市は東京市区改正条例の準用指定を受ける法律案制定をめざし、これに神戸市、名古屋市、横浜市が加わり請願運動を行っていた。米騒動の直後、9 月にこれら五都市の市区改正条例準用が決まり、都市計画事業の実施が可能になった。

続いて大正 11 年 3 月に「六大都市」指定の法案が公布され、行政事務の特例対象とする制度的枠組が整った。翌年の関東大震災で被災者救援を通して、社会事業の実動機関としての存在意義と行政力を高めた東京市社会局は、社会事業推進の基盤を固めるため、他都市との連携を図ったのである。大都市に対応した政策実現のプラットフォームを構築したことによって、社会調査のノウハウが共有された。協議会の存在は乳幼児死亡率対策に連携して取り組む体制の構築、方面委員制度の構築、失業対策などに一定の効果があったと考えられる。

自由報告部会関連のお願い

【報告者の方々へ】

- (1) 報告は「20 分以内厳守」をお願いします。
- (2) 部会開始 10 分前までには会場に入り、事前に司会者と打ち合わせを行ってください。
- (3) 当日、資料を配布する場合は、オンライン上での配布は行いませんので、紙の資料を部会開始前に所定の場所に置いてください（例年、大会参加者は 100 名弱です）。会場ではコピーできませんので、事前に各自でご準備ください。
- (4) PC（Power Point）、プロジェクターなどの機器を使われる方は、部会の開始 20 分前までには会場に入り、セットとテストを行ってください。PC を使われる方は、ご自分の PC と、Power Point のファイルを保存したフラッシュ・メモリーを持参してください。

*不明な点がありましたら、学会事務局にメールでお問い合わせください。

【司会者の方々へ】

開始 10 分前には会場に入り、事前に報告者との打ち合わせを行ってください。日程が詰まっているため、定刻通りに終わるようにお願いいたします。

例会報告

2022年6月19日(日)に「倉沢都市社会学の批判的継承と展開」をテーマとして、研究例会をオンラインにて開催しました。

報告者は浅川達人会員「社会地図研究の批判的継承と展開：質的変換方法としての社会地図」と上野淳子会員「フードバンクは地域社会をどう変えるか～倉沢・都市的生活様式論の再検討～」の2名でした。

浅川報告では、都市社会空間構造を従属変数としていた社会地図研究を、説明変数として地理学、疫学、建築・都市工学などの近接領域に応用することや、地域類型(クラスター分析)と近隣効果論、集住効果との関係を示しました。また、倉沢の研究における各種の記録や資料を第一次資料として加工する「資料転換的方法」の意義も指摘しました。

上野報告では、1970年代に提示された倉沢のコミュニティ論と都市的生活様式論をとりあげ、2020年代の都市地域社会の再編を背景とした神奈川県フードバンク活動を検討しました。都市レベルのシステムへの視点や市民の自発的な共同活動を促す「共通問題」が指摘され、専門処理／相互扶助の操作的定義のあいまいさ、共通性の基盤、社会運動との関連などの現代的課題が提起されました。

コメンテーターの中筋直哉会員からは、倉沢都市社会学の揺籃期として、倉沢の学部、大学院時代の人的学問的交流を提示されました。農村・家族社会学や、社会調査を含む社会学研究方法を通じて、実証的かつ挑戦的な倉沢都市社会学の源流が示され刺激的でした。

同じく松尾浩一郎会員からは、社会地図研究や都市的生活様式論を生み出した倉沢の都市社会学は「都市」を問うものではなかったか。対して現在の都市社会学は、(倉沢の様に)都市を問えるのか、都市社会学のユニークさとは何か、という問いが提起されました。

企画の段階では、少し肩の力を抜いた議論の場と考えて始めましたが、報告者の力のこもった報告や充実したコメント、参加者の方々からの質問を交え、倉沢の都市社会学のルーツを探るとともに、現代的な課題の研究につなげていく可能性を感じられた時間でした。

40名以上の会員のご参加いただき、オンラインの制約の中ではありますが、都市研究を展望する活発な意見交換の場になったのではないかと思います。今後もこうした研究交流の場の活用を考えていきたいと思っています。

(企画担当委員 松蘭祐子)

会員の皆さまへのお知らせ

コロナ禍にともなう院生会員・常勤職にない会員の学会費減額について(再掲)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、大学院生や常勤職にない会員が経済状態の悪化によって研究継続が困難になる可能性に配慮し、理事会では2022年度の学会費について減額を決定いたしました。減額を希望される方は申し込みフォーム(<https://onl.la/UpXXtnH>)からお申し込みください。

対象：学生会員(日本学術振興会特別研究員は除く)および常勤職にない会員(退職者を含む)

金額：一般会員 6,500円を4,000円に減額。学生会員 4,000円を2,000円に減額。

申込締め切り：2022年12月末

入会金および2021年度以前の年会費は減額の対象になっていません。

(事務局担当理事 堤圭史郎)



理事会報告

2021-22 年度第 4 回理事会が 6 月 19 日（日）午前 10 時より Zoom を利用して開催されました。まず、企画委員会から第 40 回大会の開催方式について提案があり、対面開催について承認されました。さらに自由報告部会、テーマ部会、シンポジウム等の編成状況に関する報告、準備状況について報告、提案があり、それらを踏まえた大会スケジュール案が了承されました。次に、編集委員会からは、まず『年報』40 号の編集状況の報告があり、投稿規定の改正について検討がなされました。その他の審議事項としては、1) 学会規約の改正（再入会について）、2) 会計年度の明文化、3) 2021 年度決算案・2022 年度予算案、4) 学会ニュース 122 号の内容、5) 第 41 回大会（2023 年）開催校、6) 入退会の承認等などが取り上げられ、それぞれ検討がなされ、承認されました。

（事務局担当理事 堤圭史郎）

企画委員会報告

6 月 11 日（日）に開催した企画委員会で、第 40 回大会のスケジュールとプログラムを決定しました。

自由報告は 8 本の申し込みがあり、2 つの部会を編成しました。報告者の方は 20 分の報告時間を厳守いただき、スムーズな運営に協力いただけるようお願いいたします。

委員会による企画は 3 つです。1 日目の午後に「ラウンドテーブル」を設定しました。「ジェンダーから都市を問う」のテーマで、学会員・非学会員の話題提供者からお話をいただき、自由な議論を行う場にしたいと考えています。またその後に、テーマ部会として「移動する人々と社会——地域移動をめぐる」を設定しました。公募には 7 名の応募があり、企画者としては大変うれしく思っています。時間的には少々ボリュームではありますが、さまざまな切り口で一同に議論ができる良い機会になればと思います。また 2 日目午後にはシンポジウム「コロナ禍における都市空間と排除」を設定しました。昨年のテーマ報告部会での議論を引き継ぎ、現代社会に劇的な影響を及ぼしたコロナ禍をめぐる、都市空間と排除について議論を行う予定です。

なお、前回のニュースレターではシンポジウムは配信を行うことを目指している旨、記載したのですが、諸状況を鑑み、今大会は基本的にすべて対面で行うこととして、配信等は行わないこととなりました。対面で実施するにあたって、ラウンドテーブル前に昼食は済ませていただくこと（ラウンドテーブル中は食事をしない）、マスク着用や手指の消毒を徹底するなどのご協力をいただきたく思います。ただし、緊急事態宣言が発令されるような状況になった場合は、全面的にオンラインに切り替わる可能性も捨てきれません。もしそうした事態となっても、昨年までの経験を生かして速やかに対応していきたいと思います。都市社会学のますますの研究の活性化のためにも、多くの会員のみなさまのご参加をどうぞよろしくお願いいたします。

（企画委員会委員長 山口恵子）

学会賞選考委員会報告

ただいま、第 9 回日本都市社会学会若手奨励賞の選考中です。2022 年 3 月 5 日開催の 2022 年度第 1 回学会賞選考委員会（オンライン）にて、推薦委員の推薦及び会員の自薦・他薦に基づいて学会事務局が作成した「著作一覧」（著書の部 1 点、論文の部 9 点の著作と推薦理由などが記載されている）をもとに第 1 次審査を行った結果、著書の部 1 点、論文の部 7 点に絞られました。「内規」に従って 7 月末までに最終選考を行い、選考結果と理由を理事会に報告する予定です。

（学会賞選考委員会委員長 町村敬志）

編集委員会報告

(1) 『日本都市社会学会年報』第40号は、編集作業が進行中です。特集は「日本の都市と「近隣効果」」です。また、今号は例年より多くの自由投稿論文が掲載されております。ご期待ください。

(2) J-stage (<https://www.jstage.jst.go.jp/browse/jpasurban/-char/ja/>) で『日本都市社会学会年報』第38号(2020年発行)までが閲覧できます。学会WEBサイトにもリンクが貼られていますので、ご利用ください。

(編集委員会委員長 五十嵐泰正)

『日本都市社会学会年報』41号 自由投稿論文・研究ノート の募集について

【募集】

編集委員会では、『日本都市社会学会年報』第41号(2023年9月発行予定)に掲載する「自由投稿論文」、「研究ノート」および「書評リプライ」の原稿を募集します。会員諸氏の奮っての投稿をお待ちしています。投稿を希望される方は、『年報39号』(2021年発行)掲載の投稿規定および執筆要項を遵守した原稿を作成してください。なお、編集業務のオンライン化に伴い、41号より投稿方法が変更となる予定です。原稿の word ファイルおよび PDF ファイルの2点を添付して、2022年11月30日までに、下記の編集委員会事務局および学会事務局宛にメール送信してください。投稿資格のないもの、投稿期限を過ぎたものは一切受け付けられませんので、くれぐれもご注意ください。

送付先

日本都市社会学会編集委員会事務局

igarashi.yasumasa.fn[at]u.tsukuba.ac.jp

日本都市社会学会事務局

usocio[at]urbansocio.sakura.ne.jp

※[at]を@に変えて、両方のアドレス宛に送信してください。

(編集委員会委員長 五十嵐泰正)

国際交流委員会報告

2022年度、韓国地域社会学会大会は、新型コロナウイルス感染状況や諸般の事情により、当初、開催予定であった2022年6月11日(韓国・ソウル市)から2022年7月9日(韓国・済州道)に日程と場所を変更しての開催となりました(対面と「オンライン」のハイフレックス(ハイブリッド)型)。今回の韓国地域社会学会大会テーマは、韓国の「新政府と地方の課題」です。韓日合同セッションでの日本都市社会学会からの報告者・報告タイトルは以下のとおりです。

1. 〇浅川達人(早稲田大学)、平原幸輝(早稲田大学大学院)、妻木進吾(龍谷大学)
「三大都市圏の社会空間構造：都市空間の比較社会学をめざして」
2. 〇Yusuke KIDA (Sugiyama Jogakuen University), Kouichiro HAYASHI (Nagoya City University), and Takefumi UEDA (Aichi University)
“Ultra-fast” Rail and Urban Restructuring: The Chuo Shinkansen and the Redevelopment of the Nagoya Station Area.
3. Shiene KIRIYA (University of Tokyo, Graduate School of Humanities and Sociology)
Rethinking the Agents of Social Movement: “Voiceless Voices” Formed in the 1960 Anpo Protests.

(国際交流委員会委員長 文貞實)

せたがや自治政策研究所（世田谷区が設置した自治体シンクタンク）は、区民の皆様や学生、研究者の方々の日ごろの研究の成果を発表する学術機関誌「都市社会研究」を 2008 年度より発行しております。「都市社会研究」への論文掲載は、当研究所内に学識経験者による編集委員会を置き、査読・審査のうえ決定します。投稿原稿は、下記により募集しておりますので、皆様の応募をお待ちしております。

編集委員会委員 (五十音順)	入江 彰昭 大杉 寛 小山 弘美 鶴田 佳子 松井 望 森川 美絵	東京農業大学地域環境科学部地域創成科学科教授 せたがや自治政策研究所長 関東学院大学社会学部現代社会学科准教授 昭和女子大学人間社会学部現代教養学科教授 東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授 津田塾大学総合政策学部総合政策学科教授
-------------------	--	---

1. 募集期間 2022 年 9 月 30 日（金）まで

2. 募集内容

(1) 論文：学術論文（テーマは自由とします）。原稿 20,000 字以内。

都市社会の構築に関連する研究の発表であり、研究分野は、社会学、行政学、財政学、その他社会福祉・環境・教育・都市計画等の都市政策研究及び自治体の政策に関するものとします。

(2) 研究ノート：自らの研究をまとめたもの（テーマは自由とします）。原稿 16,000 字以内。

研究上の問題提起のほか、自治体の政策に関するものとします。

(3) 活動報告：世田谷の地域活動内容をまとめたもの。原稿 8,000 字以内。

3. 投稿規定・執筆要領

詳細は、世田谷区ホームページをご覧ください。（今年度より、一部改正しております。）

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/002/006/003/d00164224.html>

4. 提出方法

オンライン手続きまたは郵送によります。9 月 30 日（金）（郵送の場合は消印）までに、ご提出ください。

【オンライン手続き】

「都市社会研究」第 15 号（2023）の論文等の募集について

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1645418320255>

※東京共同電子申請・届出サービスを初めてご利用の方は、事前に申請者情報登録から申請者 ID・パスワードを登録してください。

【郵送の送付先】

〒154-0023 東京都世田谷区若林 5-38-1 セタがや自治政策研究所（政策研究・調査課）あて

5. 問い合わせ先

せたがや自治政策研究所（世田谷区政策経営部政策研究・調査課）

（電話）03-6453-1543（FAX）03-6453-1534

会員異動

新入会員 (2022 年 6 月 19 日理事会承認)

<東日本地区>

塚田修一 (相模女子大学)

山岸 紫 (北海道大学大学院)

<東京都地区>

金 磐石 (東京大学大学院)

神山育美 (白梅学園大学)

<中部・近畿地区>

寄本圭子 (大阪市立大学大学院)

山城裕之 (大阪市立大学大学院)

退 会 (2022 年 6 月 19 日理事会承認)

<東京都地区>

山本真理・種田郁子・松本牧生

<中国・四国・九州・海外地区>

篠原隆弘

(事務局担当理事 堤圭史郎)

学会事務局からのお知らせ

■ 2022 年度 会費納入のお願い

年会費は一般会員が 6,500 円、学生会員が 4,000 円となっております。2022 年度 (2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日) の会費をまだお支払いいただいない会員の皆様、できるだけ早めの納入をお願い致します。オンライン入金もできます。ゆうちょダイレクトの QR コードをご活用ください。



ゆうちょダイレクトログイン : https://direct.jp-bank.japanpost.jp/tp1web/U010101WAK.do?link_id=ycDctLgn

本ニュース 17 ページに掲載の通り、コロナ禍にともなう院生会員・常勤職にない会員の学会費減額を行っておりますので、該当する方はご利用ください。また、外国籍会員の場合、年会費減額の措置が適用される場合もあります。詳しくは、学会のホームページをご参照ください。

なお、2021 年度までの学会費をまだ納入されていない会員の皆様は、お早めに納入くださいますようお願い申し上げます。極力、全額の納入をお願いいたしますが、単年度分の振込につきましてもお受けいたしますので、是非とも納入していただきますよう重ねてお願い申し上げます。継続して 3 年以上会費を滞納した場合、原則として会員の資格を失うこととなります (学会規約 13 条)。また退会者は、退会前に発生した未納分の会費の納入義務を免れません。その旨ご留意ください。

本学会が利用しておりますゆうちょ銀行は、全国の金融機関 (一部を除く) との相互振込が可能です。他の金融機関から本学会の口座に振り込む場合は、以下の店名・預金種類・口座番号・受取人名をご指定ください。

銀行名 ゆうちょ銀行

預金種類 当座

金融機関コード 9900

口座番号 0703976

店番 019

受取人名 ニホントシシャカイガッカイ

店名 (カナ) 〇一九 (ゼロイチキョウ店)

■ ご所属先等変更のご連絡のお願い

新年度より、ご所属先やご住所等が変更となる会員の皆様もおられるかと思ひます。その場合は、事務局へメールにてご連絡くださいますよう、くれぐれもよろしくお願い申し上げます。

(事務局担当理事 堤圭史郎)

